

企画提案書作成要領

1 プロポーザルによって選定される受託者の業務

別添「北海道にふさわしいエネルギーの可能性基礎調査委託業務」企画提案指示書のとおりです。

2 企画提案書の内容

- (1) プロポーザルは、別紙の企画提案書の書式に基づき作成することとしますが、ワープロで浄書することや紙面を適宜増やすことは差し支えありません。
- (2) 企画提案書の内容、当該書式に示す項番に沿って過不足なく記載してください。
- (3) 書式の規格はA4タテとし、表紙と目次を除き20ページ以内としてください。
- (4) 文書を補完するための最小限の写真やイラスト、イメージ図は使用して差し支えありません。

3 企画提案書の評価基準

企画提案書の評価は、次の基準に基づき総合的に判断します。

- (1) 企画提案者の業務能力全般
 - ア 提案者の事業内容及び実績から見て受託能力があるか。また、事業を円滑かつ確実に実施する体制は確保されているか。
 - イ エネルギー政策に関する幅広い知見、ノウハウを有しているか。
- (2) 企画提案の内容
 - ア 調査・分析
 - (ア) 調査対象の選定は適切か。
 - (イ) 調査項目や調査内容は、本道にふさわしいエネルギーの可能性を検討する上で十分な判断材料となる内容となっているか。
 - (ウ) 調査結果の整理・分析の手法、取りまとめ方法は適切か。
 - イ 勉強会の開催
 - (ア) 勉強会開催テーマの設定、開催回数、講師の選定などは適切か。
 - ウ 調査報告書の作成
 - (ア) 懇話会の基礎資料としての中間報告書の作成方法は適切か。
 - (イ) 懇話会の意見を踏まえた追加調査を含めて、最終報告書を適切に作成できる体制となっているか。
 - エ 道民向け理解促進
 - (ア) フォーラムの企画内容や告知方法が、広く道民の理解を促進するものとなっているか。

4 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 「1 企画提案事業者（又は企画提案コンソーシアムの各構成員）の状況」は、企画提案事業者（コンソーシアムで参加する場合は、当該コンソーシアムの各構成員）の企業名、代表者のほか、資本金、従業員数、業種・営業種目等を記載してください。
- (2) 「2 企画提案事業者（又は企画提案コンソーシアムの各構成員）の主な業務経歴」は、本業務の類似業務（一部でも可）について、企画提案事業者（コンソーシアムで参加する場合は、当該コンソーシアムの各構成員）の過去の主な業務実績を記載してください。
- (3) 「3 総括責任者及び業務実施担当員」は、確実に担当できる方としてください（企画提案後に当該業務を担当できなかったときには、失格となる場合があります）。

なお、コンソーシアムで参加する場合は、別に定めるコンソーシアム協定書における幹事企業に所属する方を記載してください。

- (4) 「4 管理体制」は、当該業務を実施するにあたっての管理体制の概要を記載してください。
- (5) 「5 業務処理計画」は、業務開始から終了までのスケジュールと、期間内に確実に業務を完了するために工夫している点について記載してください。
- (6) 「6 所要経費積算額」は、税込み価格とし、業務指示書記載の予算上限額を超えないようにしてください。
- (7) 「7 企画提案」は、「北海道にふさわしいエネルギーの可能性基礎調査委託業務」業務指示書の目的や内容を踏まえ、項番に従い次の内容を記載してください。

ア 調査・分析に関すること

- ① 新たな電力システムに関すること
- ② 需給一体型の新エネ活用促進に関すること
- ③ 大規模新エネの事業環境整備に関すること
- ④ そのほか調査・分析充実のための方策

イ 勉強会に関すること

- ウ 調査報告書の作成に関すること
- エ 道民向け理解促進に関すること
- オ その他内容充実のための方策

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出は次によります。

ア 提出部数 7部 (※)

※このうち6部については、企画提案事業者名（又はコンソーシアムの構成員名）の記載が必要な箇所について、「A広告会社」など固有名称を伏せた上で、業種のみが分かるように記載してください。また、「3 総括責任者及び業務実施担当員」についても、氏名は記載しないでください。

- イ 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室省エネ・新エネグループ
- ウ 提出期限 令和元年 9月30日（月） 午後5時
期限までに提出がない場合は、棄権したものとみなします。
- エ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留に限る）によること。

(2) その他

- ア ファクシミリ等による提出は認めません。
- イ 要求した内容以外の書類、函面等は受理しません。
- ウ 提出された企画提案書は返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

6 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案書についてヒアリングを行います。
- (2) ヒアリングの日時、場所等は別途お知らせします。ヒアリングに参加がない場合は棄権とみなします。また、ヒアリングは提出いただいた企画提案書のみで行います（追加資料の配付は認めません）。
- (3) 企画提案書の提出が5を超えた場合は、第1次審査（書面審査）で絞り込みを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。